法人所得税の要点

アソシエイト ディレクター　柴田 智以
パートナー　三浦 一郎

KPMG ACADEMY

1. タイの税制の概要
2. 法人所得税率
3. 申告・納付手続
4. 中間申告のペナルティ制度
5. 課税所得の計算及び重要な損金不算入項目・益金不算入項目
6. 法人税の優遇措置（BOI）
7. 税務調査

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

1. タイの税制の概要

KPMG ACADEMY

- 国税
  - 直接税
  - 間接税
    - 歳入局（内国歳入法）
      - 法人税 (Corporate Income Tax)
      - 石油所得税 (Petroleum Income Tax)　石油・天然ｶﾞｽの採掘者に課される税金
      - 個人所得税 (Personal Income Tax)
      - 付加価値税 (Value Added Tax)
      - 特定事業税 (Specific Business Tax)　銀行、証券、生保、不動産販売などの事業に課される税金。商業銀行類似業務も対象
      - 印紙税 (Stamp Duty)　特定の証書に課される税金。土地建物賃貸、株式譲渡、ﾊｲﾔｰﾊﾟｰﾁｪｽ、借入契約書も対象
    - 物品税局
      - 物品消費税 (Excise Tax)　酒、煙草、電器製品、自動車、化粧品等の奢侈品やｴﾝﾀｰﾃｲﾒﾝﾄに課される税金
    - 関税局
      - 輸出入関税 (Custom Duty)
- 地方税
  - 土地家屋税 (House & Land Tax)　土地建物の所有者に課される税金（所有者の居住用を除く）。申告2月。年間賃料相当額×12.5%　工場の場合、軽減措置あり（×1/3）
  - 地方開発税 (Local Development Tax)　土地家屋税の課税対象を除く土地の所有者に課される税金（更地など）申告1月。土地評価額×税率（地域によって異なる）
  - 看板税 (Signboard Tax)　収益事業目的で使用されている会社名、商号、商標等が書かれた看板の所有者に課される税金。申告3月。看板面積×税率（表記言語によって異なる）

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

1. タイの税制の概要 – 日本の法人所得税との比較

項目		日本	タイ
法人税	課税方式	申告納税方式 （納税者が税務申告書を作成して納税）	左記同様
	税額の計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出	左記同様
	法人所得税（地方税）	法人の所得に対して課される税金は、法人税（国税）のほかに法人事業税と法人住民税（地方税）がある	法人の所得に対して課される税金は、**法人税（国税）のみ**
	実効税率	法人所得税（法人税＋法人事業税＋法人住民税）の合計の実効税率は、35.64%	法人所得税の実効税率は、**20%**
	確定申告期限（納税期限）	決算日後2ヶ月以内（1ヶ月の延長可） 納税期限は申告期限と同じ	**決算日後150日以内**（原則延長不可） 納税期限は申告期限と同じ
	中間申告期限	上半期決算日（6ヶ月）後2ヶ月以内 納税期限は申告期限と同じ	上半期決算日（6ヶ月）後2ヶ月以内 納税期限は申告期限と同じ （年間の見積課税所得の1/2を納付。 **最終の課税所得よりも25%以上下回った場合にはペナルティあり**）

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

2. 法人所得税率

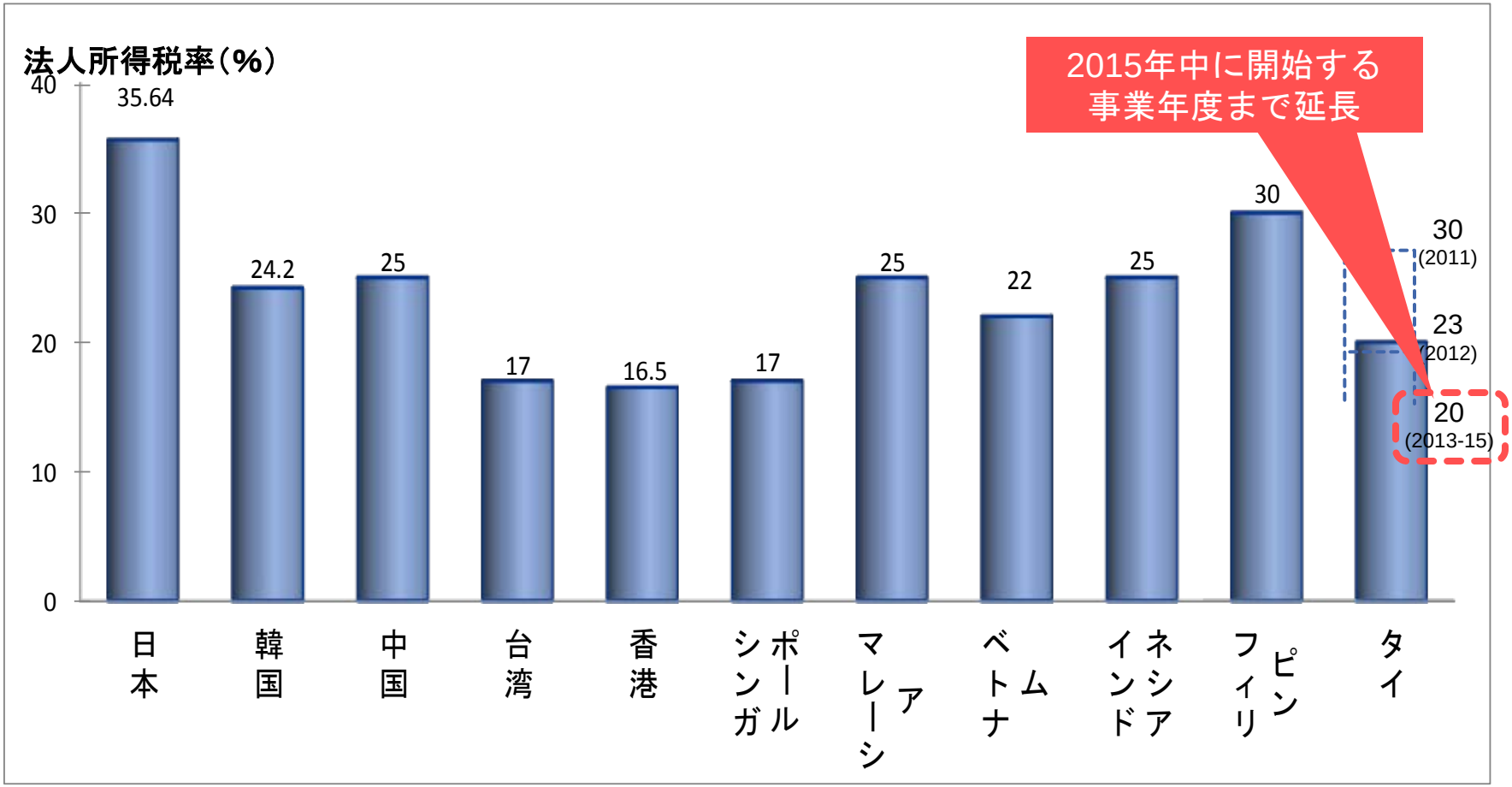

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

3. 申告・納付手続

法人税は、中間と期末の年2回に分けて納付する必要がある
（但し、設立事業年度や解散事業年度など事業年度が12ヵ月未満の場合は中間申告不要）

（12月末決算の場合）

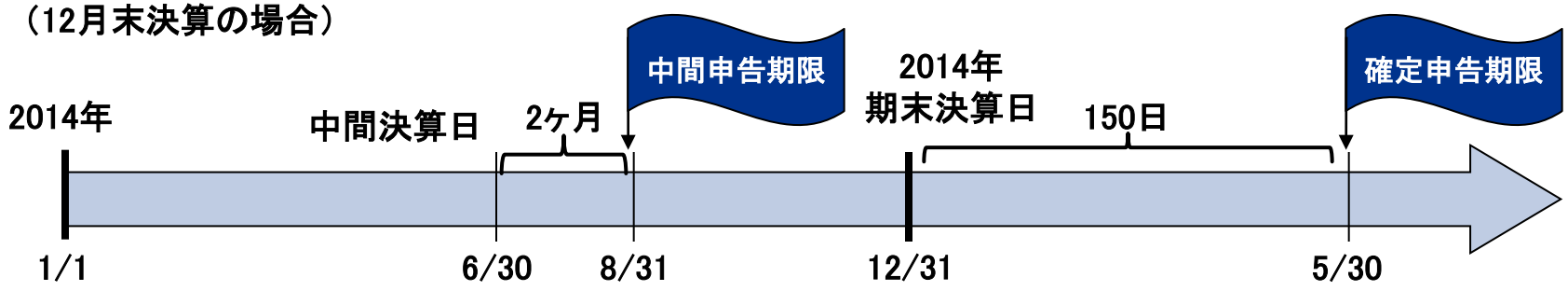

（3月末決算の場合）

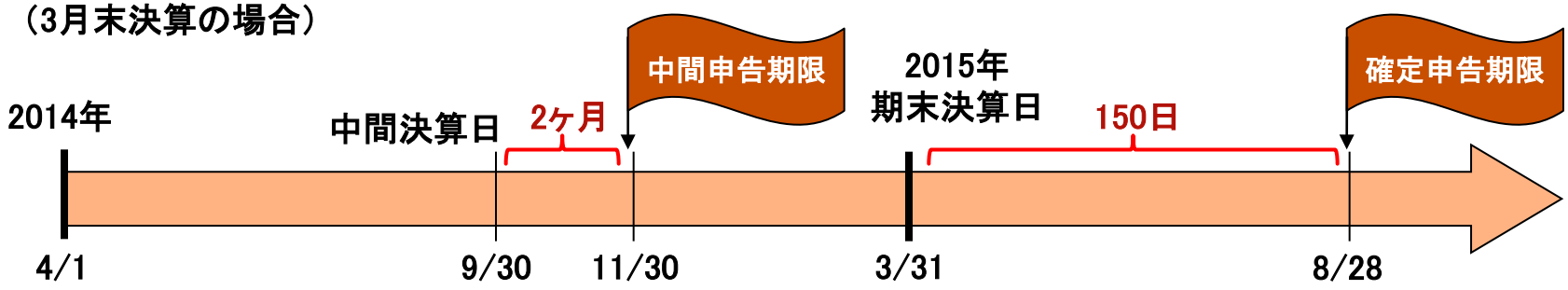

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

4. 中間申告のペナルティ制度

中間申告額は、原則として年間見積所得に基づき計算する

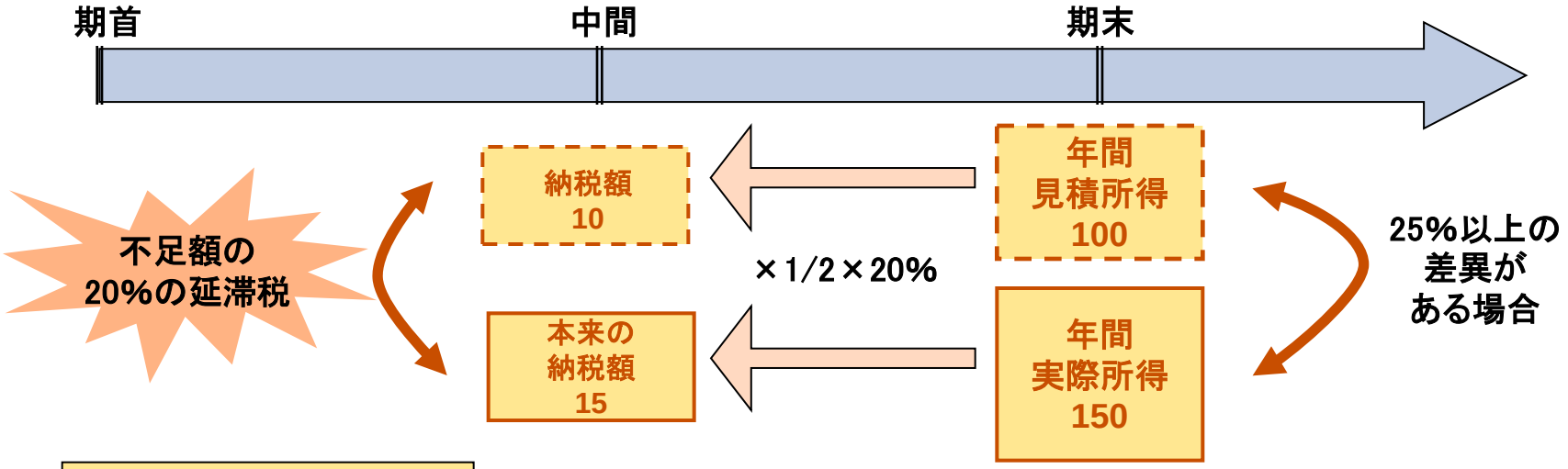

Revenue Code Sec.67ter

◆ 年間見積所得が実際所得よりも25%以上低かった場合、「合理的な理由」がない限り、納税不足額に対して20%の延滞税が課される

ただし、中間納税額が前年度の年税額の1/2以上であれば、「合理的な理由」と取扱われる（歳入局通達No. Paw 50）

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

5. 課税所得の計算 - 申告調整項目

KPMG ACADEMY

課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益		1,000
1. 益金算入項目（加算）	200	
例：受贈益		
2. 損金不算入項目（加算）	300	500
例：交際費		
3. 益金不算入項目（減算）	(200)	
例：受取配当金		
4. 損金算入項目（減算）	(100)	(300)
例：特別償却費		
5. 税務上の繰越欠損金		(200)
課税所得（A）		1,000
法人税年税額（B）=（A）x 20%		200
中間納付額（C）		(80)
差引法人税額（B）-（C）		120

項目 及び 内容	例
1. 益金算入項目 会計上は収益計上なし 税務上は収益を認識する	・無償または低廉譲渡等による受贈益 ・市場価格をベースとするみなし利益 ・預り金、前受金の入金
2. 損金不算入項目 会計上は費用を計上 税務上は費用を認識しない	・引当金 / 未実現損失 ・交際費（損金算入限度額を超える部分） ・支払先を証明できない費用（使途不明金）
3. 益金不算入項目 会計上は収益を計上 税務上は収益を認識しない	・受取配当金
4. 損金算入項目 会計上は費用計上なし 税務上は費用を認識する	・税務上の特別償却費 （一定の研究開発用設備の初年度 40%償却等）

5. 税務上の繰越欠損金

その事業年度の前5事業年度において未使用の税務上の欠損金がある場合には、その事業年度の課税所得を限度として、課税所得から控除できる。また、その事業年度の課税所得計算の結果、課税所得が欠損（マイナス）となった場合には、その欠損金は翌期以降5事業年度にわたって繰越しが可能である。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

6. 損金不算入項目の概要

見積費用	・引当金（一定の金融機関を除く） ・資産評価損（棚卸資産の低価法評価損を除く）
当期の事業に関連しない費用	・他の会計期間に帰属すべき費用 ・利益の追求または事業目的の遂行に関連しない費用 ・タイ国内での事業目的の遂行に関連しない費用 ・個人的経費、贈与、寄付金（指定寄付金を除く） ・限度額を超える交際費 ・受領者を証明できない支出（使途不明金）
市場価額を超える取引	・資産の購入価格等で合理的な理由なく正常な金額を超える部分 ・株主等への給与で合理的金額を超える部分
資産に係る支出	・資本的支出（現状維持のための修繕費に該当しないもの） ・建設期間中の借入利息(建設コストに紐つく借入金の利息)
利益処分による支出	・配当
その他の支出	・諸基金への拠出金（一定のﾌﾟﾛﾋﾞﾃﾞﾝﾄﾌｧﾝﾄﾞへの拠出金を除く） ・付帯税（加算税・延滞税）、刑事上の罰金 ・仕入ＶＡＴ（一部を除く）

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

7-1. 損金不算入項目 – 棚卸資産に係る税務

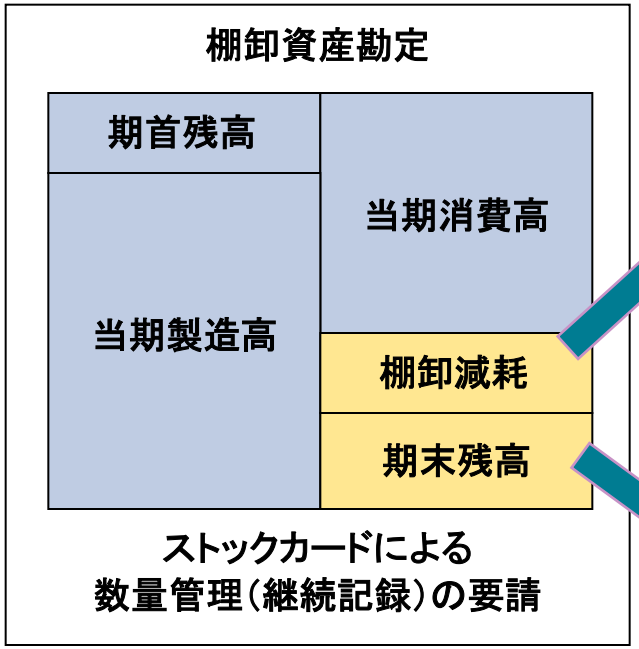

棚　卸　減　耗

法人税･･･損金不算入

VAT･･･みなし売上としてのVAT課税あり

帳簿数量と実地棚卸数量の差異内容を明確にできるよう
適切な数量管理をしておく必要あり

期末残高の評価

単価 × 数量（実地棚卸）
作業屑（正常な範囲内を除く）、
仕損品（正常な範囲内を除く）、
滞留品、陳腐化品も含まれる

一定の廃棄手続により損金算入可
（次頁参照）

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

7-2. 損金不算入項目 – 棚卸資産に係る税務（廃棄損）

KPMG ACADEMY

棚卸資産の廃棄損を損金算入させるためには、以下の手続が要件とされる。

ケース	手続
廃棄品が保存不能の場合（原則） …食品・医薬品・化学品など	・会社内部におけるチェック（検査と承認） ・会計監査人等の立会・廃棄証明の作成
廃棄品が保存可能の場合（原則）	・会社内部におけるチェック（検査と承認） ・会計監査人等の立会・廃棄証明の作成 ・歳入局担当官の立会（廃棄日30日前までに通知必要）
EPZ（輸出加工区）内に所在する会社	・IEAT（タイ工業団地公社）所定の承認手続 ・会計監査人の立会・廃棄証明の作成
BOIの投資奨励を受けた企業	・BOIの所定の承認手続 ・会計監査人の立会・廃棄証明の作成

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

8. 固定資産（有形・無形）の減価償却

KPMG ACADEMY

定額法を前提とした減価償却限度額(残存価額ゼロで計算)

(Royal Decree No.145)

資産の種類		償却率	耐用年数
建物(建物本体及び建物と不可分の部分)		5%	20年
仮設建物		100%	1年
借地権等の賃借権、特許権、著作権、営業権、商標権、技術使用権その他の権利	使用期間に関する契約がないもの	10%	10年
	使用期間に関する契約があるもの	契約期間	契約期間
コンピュータ及び周辺機器		33%	3年
その他の資産		20%	5年

- 歳入法には償却方法に関する規定がないため、会計上の償却方法に従う。
- 勅令で定める資産の種類ごとの耐用年数と償却率の関係から、定額法が通常の償却方法として想定されているが、会計上、定額法以外の償却方法を採用していても、上記の耐用年数よりも長い期間で償却が終了するような償却方法であれば、各年度の損金として容認される。
- 上記の償却率を2倍した率を各期首の残存簿価に乗じて算定する方法（特殊定率法）も上記の耐用年数内で償却が終了する限りにおいては、適用できるものとされている。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ACADEMY

9-1. 固定資産に係る留意事項

取得価額	・償却資産の取得価額の定義は明確でなく、会計上の取扱いを準用 ・建設期間中の借入利子の取得価額への算入は、税務上強制される ・少額固定資産の取扱いに関する規定なし
残存価額	・税務上の残存価額はゼロであるが、通常、除却まで1バーツを備忘価額として残す ・会計上は任意
期中取得	・期中に取得した資産については、日割計算により減価償却費を計算
除却	・単に使用を中止した場合でも、減価償却は継続しなければならない ・欠陥がある場合には、廃棄事実を示す書類と監査人の証明を要件として損金算入可能 ・税務調査でのトラブルを避けるため、棚卸資産の廃棄に準じた手続を行うべき
中古資産	・中古資産に関する耐用年数の規定がないため、通常の新品と同様に取扱う
少額資産	・金額の大小に関係なく、1年以上使用する資産はすべて固定資産に計上し、減価償却を実施しなければならない ・但し、実務上は事務手続の簡素化のため、固定資産に計上する基準額を決める（多少の税務リスクは負うことになる）
変更手続	・減価償却方法の変更または耐用年数の変更には、歳入局長の事前の許可が必要

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

9-2. 固定資産に係る留意事項 – リースと割賦購入に係る税務

KPMG ACADEMY

同一期間で同一設備を「日本の親会社」から調達する場合

	リース	割賦購入
会計上の資産計上	基本的に必要(ﾌｧｲﾅﾝｽﾘｰｽ)	必要
税務上の損金	支払リース料を損金とする (すべてｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞﾘｰｽ扱い)	支払合計額を取得価額として減価償却費を損金とする (但し1事業年度中の割賦支払額を限度とする)
源泉税	リース料に対して15%	金利部分に対して15%
輸入関税	あり	あり
VAT	あり	あり

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

9-3. 固定資産に係る留意事項 – 乗用車等に係る税務上の取扱い

KPMG ACADEMY

乗用車等のリース料や減価償却費については、一定額を超える金額は損金不算入

(Royal Decree No.315)

乗用車

リースの場合	月額36,000バーツを超えるリース料については損金算入不可

定員10名未満のバス

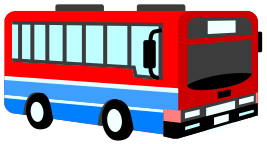

購入の場合	取得価額のうち累計で1,000,000バーツを超える減価償却費については損金算入不可

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

10. 損金不算入項目 – 貸倒損失

KPMG ACADEMY

貸倒償却の対象となる債権

(Ministerial Regulation No.186)

特定の債権に対する個別引当 （営業活動及び事業運営上生じた債権） （取締役等に対するものは含まれない）	下記要件を満たすもの	損金算入	○
	それ以外	損金算入	×
債権総額に対する一定率による一般引当		損金算入	×

損金算入の要件

基本的に裁判所の関与が必要

500,000バーツ超の債権	500,000バーツ以下の債権	100,000バーツ以下の債権 （一定の金融機関の場合200,000バーツ）
①以下の理由により未だ支払がない ・死亡または失踪宣告があり、かつ支払に充てる財産がない(保証人含む) ・債務者の事業停止かつ先順位の優先権者の債権額が債務者の財産よりも大きい	①同左	適宜督促等の諸策が行われているが未だ支払がなく、かつ回収見込額以上の訴訟費用が見込まれる
②裁判所の強制執行または債務履行命令	②民事訴訟または支払請求の受理	
③裁判所による破産手続開始後の和解成立	③破産手続開始の申立の受理	

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

11-1. 損金不算入項目 – 交際費

KPMG ACADEMY

限度額を超える交際費は損金不算入

(Ministerial Regulation No.143)

交際費とは

・通常の商慣習として必要な接待やサービスに関する費用

- 従業員に対するものは除く(業務の性質上同席が必要な場合は含まれる)
- 名目はさまざま(宿泊費、飲食費、遊興費、スポーツ費等)
- 贈答については、1人1回当たり2,000バーツを超えないこと

損金算入の要件

・取締役や管理職員による承認を受けたものであること
・領収書等により支払いを立証できるもの

損金算入限度額

・総売上と資本金のいずれか大きい額の0.3%(上限10百万バーツ)

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

11-2. 損金不算入項目 – 交際費隣接経費について

KPMG ACADEMY

取引先関連

物品の贈呈が「あまり高価ではない」「会社資産ではない」「宣伝効果がある」場合	広告宣伝費
物品の贈呈が「販売量等に比例」「すべての得意先を対象とする旨会社方針となっている」場合	販売促進費
パーティー費用（オープニングセレモニー、〇〇周年記念パーティー、毎年恒例感謝祭など）	交際費？

従業員関連

交際費は、原則として従業員以外の者が対象である。
従業員に対する支払の論点は「従業員の所得となるか」「事業活動に関係があるか」という点。

創立〇〇周年記念品（少額のもの）	福利厚生費
社員研修旅行やレクリエーション費用	福利厚生費？
パーティー費用（新入社員の歓迎会、プロジェクトの打上げなど）	福利厚生費？
表彰金（無欠勤や改善提案など、仕事の成果や業績への貢献に基づくもの）	給与
残業食事代（就業規則に規定されているもの）	福利厚生費
慶弔費用（就業規則に規定されているもの）	福利厚生費

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

12. 損金不算入項目 – 寄付金

KPMG ACADEMY

損金算入できる寄付金は限定される

(Revenue code 65.ter)

損金算入可能な寄付金の種類 (Notification of the Director-General of Revenue Dept.No.44)

◆公共慈善および歳入局長の定める指定団体への公共の福祉に寄与する団体

・自然保護、環境保護、遺跡保護、公害・環境汚染の防止など

◆歳入局長が定める教育・スポーツ振興に寄与する寄付金

・教育機関、図書館、研究機関、奨学金、Athletic Authority of Thailand への寄付金など

損金算入の対象となる指定団体とは

・王室・政府プロジェクト、タイ赤十字、寺院、公立病院、公立の教育機関
・所得税及び付加価値税に関する省令 No.2に定められている団体

損金算入限度額

損金算入可能な寄付金の種類のそれぞれについて、寄付金控除前の税務上の課税所得の2%を限度として、支出した現金または物品の寄贈について損金算入を認める。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

13. 損金不算入項目 – 租税公課

KPMG ACADEMY

租税公課のうち、損金に算入されないもの

(Revenue Code Sec.65bis3, Board of Taxation Ruling No.10/2528)

課税所得の算定に際し、次に掲げるものについては損金の額に算入されない。

・（内国歳入法に基づき）会社に課された加算税、延滞税、刑事上の罰金、法人所得税
・ VAT登録事業者である会社が納付する売上VAT、支払う仕入VAT。ただし、VATの税額控除が認められない仕入VATのうち、一定のもの（下記※参照）を除く。

損金算入可能な租税公課	損金不算入となる租税公課
・特定事業税、印紙税、関税、地方開発税、土地家屋税、看板税 ・外国税金（外国税額控除を受けない場合） ・関税、地方開発税、土地家屋税、看板税に係る加算税・延滞税 ・交際費、車両等に係る仕入VAT（下記※参照） ・社会保険料延滞金（月2%）	・法人所得税 ・法人所得税に係る加算税・延滞税・罰金 ・VAT、特定事業税に係る加算税・延滞税 ・印紙税に係る過怠税 ・外国税金（外国税額控除を受ける場合） ・源泉所得税（法人所得税の前払であるため） ・仕入VAT（左記の仕入VATを除く）

※ VATの税額控除が認められない仕入VATのうち一定のもの

・交際費に係る仕入VAT(損金算入限度額の範囲内に限る)
・乗用車又は定員10人未満のバスの購入又はリース、並びに関連付随費用(損害保険料は除く)に係る仕入VAT （ 但し、当該車両の販売業及びリース業の場合を除く)
・略式タックスインボイスに基づく仕入VAT
・VATの非課税事業のために支出した費用、物品等の購入に係る仕入VAT 等

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

14-1. 損金不算入項目 – 本社経費

KPMG ACADEMY

次の費用はタイでは損金不算入

(Revenue Code Sec.65ter(13),(14))

・利益の追求または事業目的の遂行のために専ら支出されたものと認められない費用

・タイ国内での事業目的の遂行のために専ら支出されたものと認められない費用

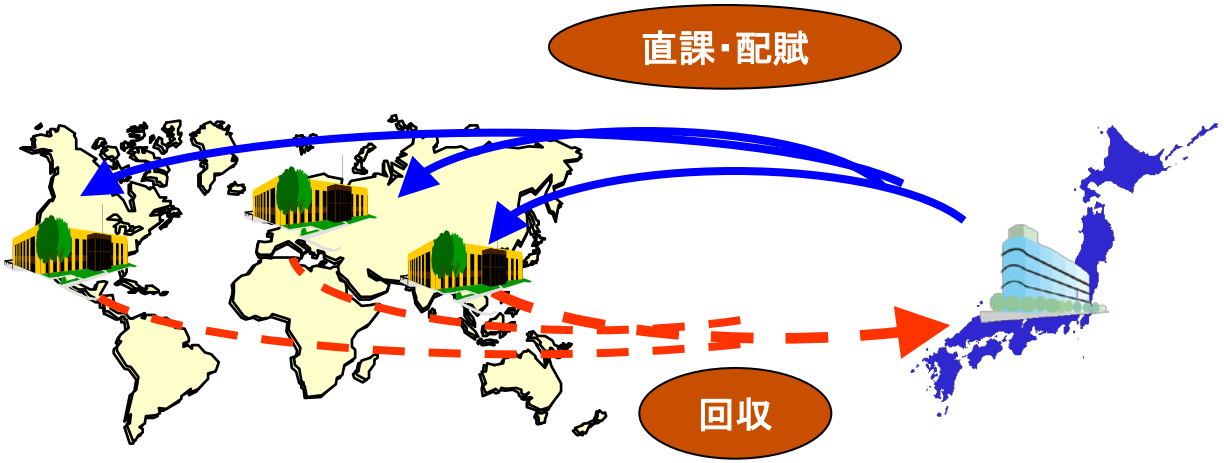

- 本社負担人件費
- ロイヤリティー
- 研究開発費負担
- 立上げ支援費
- 営業経費負担（セールスコミッション）
- ブランドフィー
- 全世界広告宣伝費用負担
- 地域統括費用
- ネットワーク通信費用
- 共通ソフトライセンス費用

etc

日本の税務当局が積極的な移転価格調査を展開している背景から、今後本社側からの回収の動きは強まることが考えられる。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

14-2. 損金不算入項目 – 本社経費（マネジメントフィー）

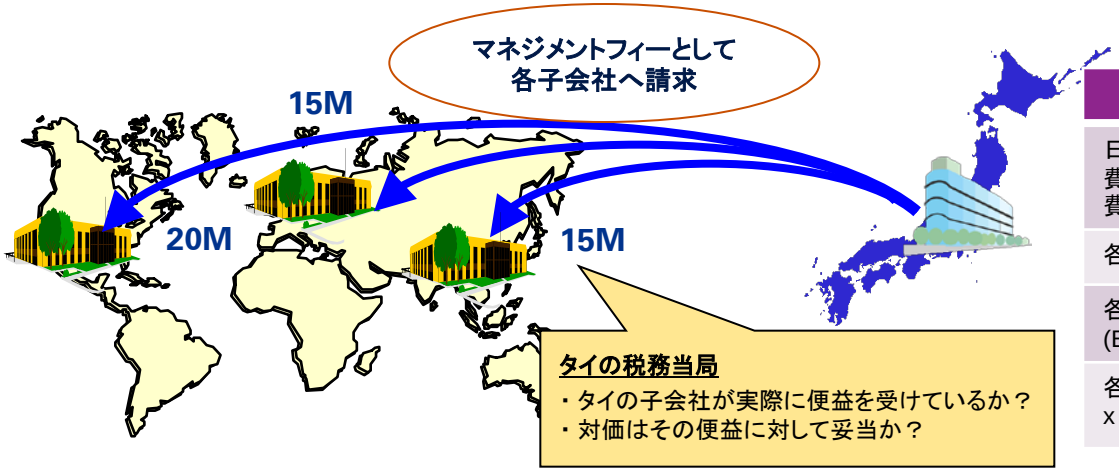

	タイ	ドイツ	米国	合計
日本の親会社で発生した費用（人件費および間接費）(A)	50M			
各子会社の売上高	300M	300M	400M	1,000M
各子会社の売上高比率 (B)	30%	30%	40%	100%
各子会社への配賦額 (A) x (B)	15M	15M	20M	50M

	損金と認められやすいケース	損金と認められにくいケース
会社の状況	▪ 本社配賦経費を支払っても相応の利益を計上している	▪ 本社配賦経費を支払った結果、赤字に転落している ▪ 本社配賦経費がなくても赤字 （本社配賦経費がタイ子会社の収益に貢献していないと見られてしまう）
証憑書類	▪ 契約書に具体的なサービス内容が記載されている ▪ 請求額が「本社の人件費単価（一定のマージンを含む）x タイ子会社のために使用した時間 」といったようなタイ子会社が実際に受けたサービスと直接紐付く計算方法となっている ▪ その他本社で発生した費用の具体的な証憑がある ▪ 本社から受けたサービス内容を具体的に示す証憑（本社社員の出張記録、本社社員との打ち合わせ議事録、技術指導レポートなど）を保存している	▪ 契約書にサービス内容が具体的に記載されていない ▪ 請求額が「本社で発生した費用 x 各子会社の売上高比率」もしくは「各子会社の売上高 x 一定率」といったようなタイ子会社が実際に受けたサービスとの紐付きが不透明な計算方法となっている ▪ 本社で発生した費用の証憑が無い ▪ 本社から受けたサービス内容を具体的に示す証憑が無い

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

15. 益金不算入項目－受取配当金

受取配当金の益金不算入制度の概要

（Revenue Code Sec.65bis2, Royal Decree No.442）

配当を受領する会社		上場会社	非上場会社
タイ国内の法人から受領する配当	配当を支払う会社の議決権株式の25%以上を保有する場合 （注）（互いに株式を持合う場合を除く）	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	BOIの投資奨励によって法人税が免除される場合の、その免税期間中にその免税所得から支払われる配当	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	その他の場合 （注）	全額 益金不算入	½を 益金に算入
タイ国外の法人から受領する配当	以下の全ての要件を満たす場合 ・配当を支払う会社の発行済株式の25%以上を配当受領日前6ヵ月以上保有していること ・配当を支払う会社の所在地国の法人税の実効税率が15%以上であること	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	その他の場合	全額を益金に算入	全額を益金に算入

（注） 配当支払会社の株式を配当受領日の前後3ヵ月（計6ヶ月）以上継続して保有しない場合は、全額 益金算入となる。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

16-1. 法人税の優遇措置（BOI） – 現行の優遇措置の概要

タイの投資委員会（Board of Investment (“BOI”)）が認可したプロジェクト（BOIプロジェクト）に与えられる法人税のインセンティブ

※ 対象となる具体的なプロジェクトについては以下のURLを参照
http://www.boi.go.th/index.php?page=guides&language=en

プロジェクト開始日

3～8年間	3～5年間	適用要件
法人税の免除	法人税の50%減免	年度末から120日以内に免税申請書に監査報告書を添付してBOIに申請
免税期間中の損失	免税期間後の5年間繰越し	法人税の申告書に記載するのみ
免税所得を原資とする配当の源泉税10%の免除		株主総会にて承認 配当通知にて明示
投資奨励地域でのBOIﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄにかかる運送費、水道光熱費の10年間の二重の所得控除		法人税の申告書に記載するのみ

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

16-1. 法人税の優遇措置（BOI） – 現行の優遇措置の概要

ゾーン	法人税の減免		機械・設備の輸入税の減免		輸出製品用の原材料の輸入税の免税	
	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内
第一ゾーン 6県	減免なし	3年間の免税	輸入関税が10%以上のものについて50%減免		1年間（延長可）	
第二ゾーン 11県	3年間の免税	5年間の免税（一定の条件を満たせば7年間の免税）	輸入関税が10%以上のものについて50%減免		1年間（延長可）	
第三ゾーン (1) 36県	①8年間の免税 ②インフラの設置費・建設費の25%を10年間、所得控除	①8年間の免税 ②上記①終了後、5年間の50%減税 ③輸送費・水道光熱費を10年間、二重に所得控除	免税		5年間（延長可）	
第三ゾーン (2) 22県	①8年間の免税 ②上記①終了後、5年間の50%減税 ③輸送費・水道光熱費を10年間、二重に所得控除 ④インフラの設置費・建設費の25%を10年間、所得控除		免税		5年間（延長可）	

第一ゾーン	バンコク首都圏6県	バンコク都、サムットプラカーン、サムットサーコーン、 パトムタニ、ノンタブリ、ナコンパトム
第二ゾーン	首都圏周辺11県およびプーケット	サムットソンクラーム、ラッチャブリ、カンチャナブリ、スパンブリ、アントーン、アユタヤ、サラブリ、ナコンナーヨック、チャチンサオ、チョンブリ、ラヨーン、プーケット
第三ゾーン(1)	右の36県	クラビー、カンペンペット、コンケン、チャンタブリ、チャイナート、チュムポン、チェンライ、チェンマイ、タラン、タラート、ターク、ナンコンラーチャシマー、ナコンシータマラート、ナコンサワン、プラチュアプキリカン、プラチンブリ、パンガー、パタルン、ピチット、ピサヌローク、ペチャブリ、ペチャブーン、ムクダハン、メーホンソン、ラノーン、ロッブブリ、ラムパーン、ラムプーン、ローイ、ソンクラー、サケーオ、シンブリ、スコタイ、スラタニ、ウタラディット、ウタイタニ
第三ゾーン(2)	右の22県	ガラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、ブリラム、パタニ、パヤオ、プレー、マハーサラカム、ヤソトン、ヤラー、ローイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥーン、スリン、ノンカイ、ノーングブアラムプー、アムナートジャラーン、ウボンラッチャタニー、ウドンタニー

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

16-2. 法人税の優遇措置（BOI） – 損益区分

KPMG ACADEMY

➢ **BOI事業とNon-BOI事業に分けた損益計算が必要**

事業別・プロジェクト別に収益・費用を集計する

共通費用は、収益額・面積・従業員数等の合理的な基準により配分する

預金金利は、BOI事業損益に算入できる（BOI事業収益の2%を上限とする）

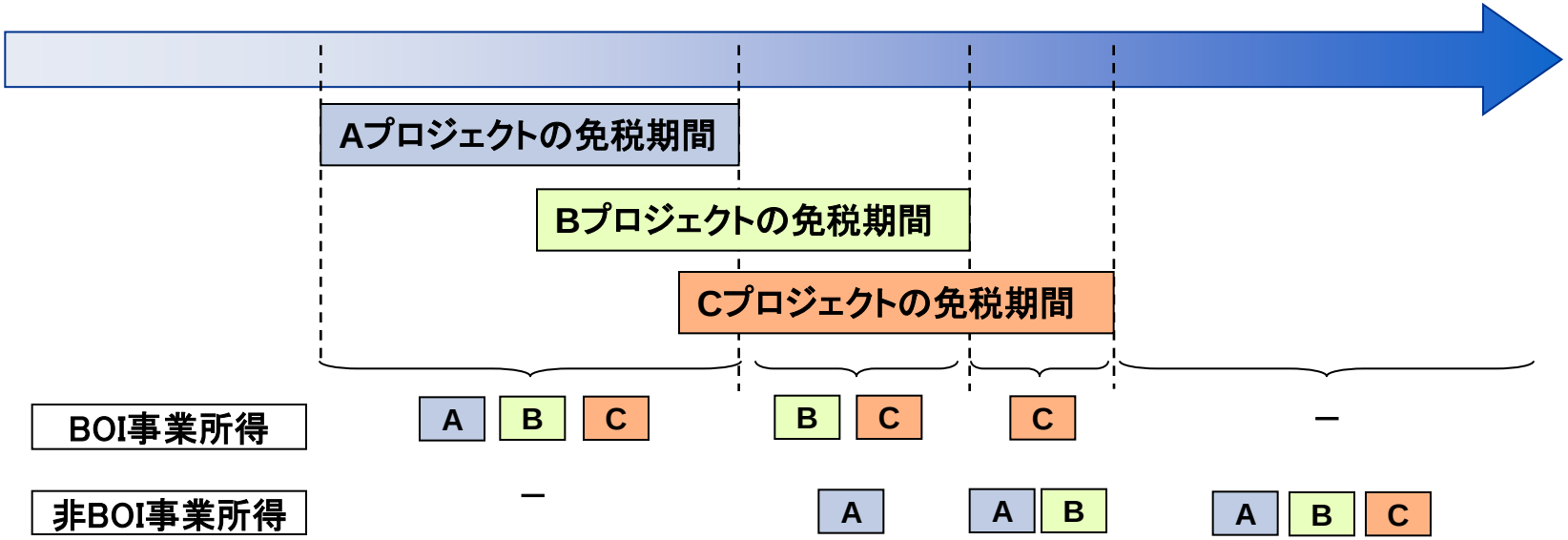

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

16-2. 法人税の優遇措置(BOI) - 損益区分

	売上のみを配賦基準とした場合		費目ごとに配賦基準を設定した場合		
	BOI	Non BOI	BOI	Non BOI	配賦基準
売上	1,000	1,000	1,000	1,000	
原材料費	300	300	220	380	直接賦課
直接労務費	300	300	400	200	直接賦課
管理部門人件費	150	150	100	200	直接人員比
償却費・水道光熱費	50	50	30	70	使用面積比
その他	50	50	50	50	売上高比
税引前利益	150	150	200	100	
法人税額	免税	45	免税	30	
当期純利益	150	105	200	70	

相関関係が妥当な配賦基準

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

16-3. 法人税の優遇措置(BOI) – 免税期間終了時の留意事項

終了時点の損益確定	期中(免税期間は操業開始月から起算する)にてBOI免税期間が終了する場合、終了時点で損益を確定する必要がある
繰越欠損金の確認	BOI免税期間中の単年度の損失の合計は、BOI免税期間終了後に繰越欠損金として利用可能である
配当政策	BOI免税期間中は免税所得を原資とする配当の源泉税は免除されるため、免税期間終了前に配当実施を検討する必要がある
税務調査	BOI免税期間終了後に税務調査が行われるケースが多く見受けられるため、税務調査に耐えうる資料・体制が整っているかの検討が必要
利益政策	BOI免税期間終了前後における利益率の変動は、税務調査の誘因となるため、利益政策を検討する必要がある

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

17-1. 税務調査 – 税務調査の種類

KPMG ACADEMY

(1) 税務調査の種類

- **一般調査**
  - 通常、毎年もしくは2年に一度、所轄税務署が会社に訪問（もしくへ税務署へ呼出し）または電話にて、決算内容や法人税の申告内容について、ヒアリングおよび資料提出を要求される。
  - ここで何らかのミスが発見されたり、指摘事項があった場合には、基本的に修正申告を求められる。
  - 税務調査官が重大な問題を発見した、もしくは重大な疑義が生じた場合、もしくは会社が修正申告に応じなかった場合には、税務当局が召喚状（Tax Summon）を発行し、本格的な税務調査に発展する。
- **本格調査**
  - 召喚状が発行されると、法人税に限らず、VAT、源泉税、印紙税といった広範囲の税目にまで調査範囲が及ぶ。
  - 通常、直近の2事業年度を調査対象とするが、重大な問題があると認められる場合には、過去5年度分を調査対象とされることもある。

関連規定
- 税務当局は、税務申告書の提出日から2年以内に召喚状を発行する権限を有する。
- ただし、税務当局が租税回避を疑った場合には、召喚状を発行する権限が同5年以内に延長される。
- 民商法上の租税債務の消滅時効は10年間。

- **還付申請による調査**
  - 還付金が少額である場合を除き、基本的に税目および還付の理由を問わず、税金の還付請求を行った場合には、もれなく税務調査が実施される。
  - 還付申請に対する税務調査が完了しない限り、還付金が入金されることはない。
  - 例えば、VATの還付請求を行った場合であっても、法人税などの他の税目にまで調査範囲が及ぶことが多い。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

17-2. 税務調査 – 税務調査の流れ

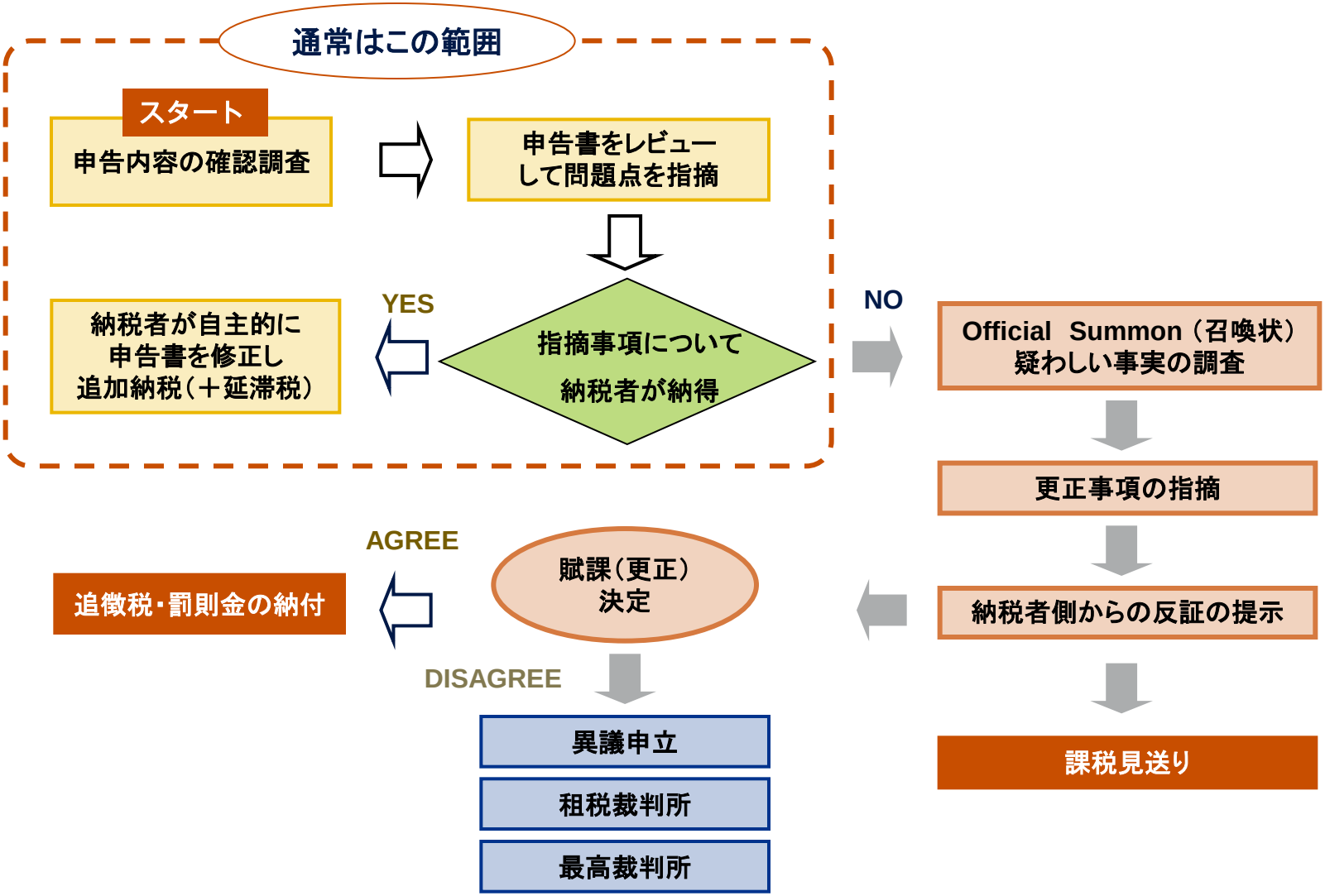

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

17-3. 税務調査 – ペナルティ

KPMG ACADEMY

- 税務調査官の指摘を受け入れる場合に、(1) 納税者自らが行う修正申告と (2) 税務当局が更正通知（Assessment Letter）を発行する場合の2通りがある。後者（(2)の場合）は、ペナルティは減額されない。

税金の種類		要因	根拠条文	金額	備考
法人税	加算税 (Penalty)	過少申告	歳入法22条	100%（追徴税額と同額）	自主修正申告の場合、免除されることもある
		無申告	歳入法26条	200%（追徴税額の2倍）	交渉により軽減される場合もある
	延滞税 (Surcharge)	納付遅延	歳入法27条	月 1.5% （追徴税額と同額が限度）	除算期間なし
VAT	加算税 (Penalty)	過少申告	歳入法89条	100%（追徴税額と同額）	自主修正申告の場合、交渉により20%～50%に軽減されることもある
		・無申告 ・Tax invoiceの不正発行 ・Tax invoiceの発行もれ	歳入法89条	200%（追徴税額の2倍）	交渉により軽減される場合もある
	延滞税 (Surcharge)	納付遅延	歳入法89/1条	月 1.5% （追徴税額と同額が限度）	除算期間なし
源泉税	加算税 (Penalty)	N/A			
	延滞税 (Surcharge)	納付遅延	歳入法27条	月 1.5% （追徴税額と同額が限度）	除算期間なし

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

源泉所得税の留意事項

アソシエイト ディレクター　柴田　智以
パートナー　三浦　一郎

KPMG ACADEMY

1. 源泉所得税の仕組み
2. タイ国内の法人・個人に対する支払いにかかる源泉税
3. タイ国外の法人・個人に対する支払いにかかる源泉税
4. 日本の親会社への支払い

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

1. 源泉所得税の仕組み

源泉徴収制度は、給与や国内のサービス取引等、並びに国外の会社等（非居住者）への一定の支払に課される法人税の前払いシステム

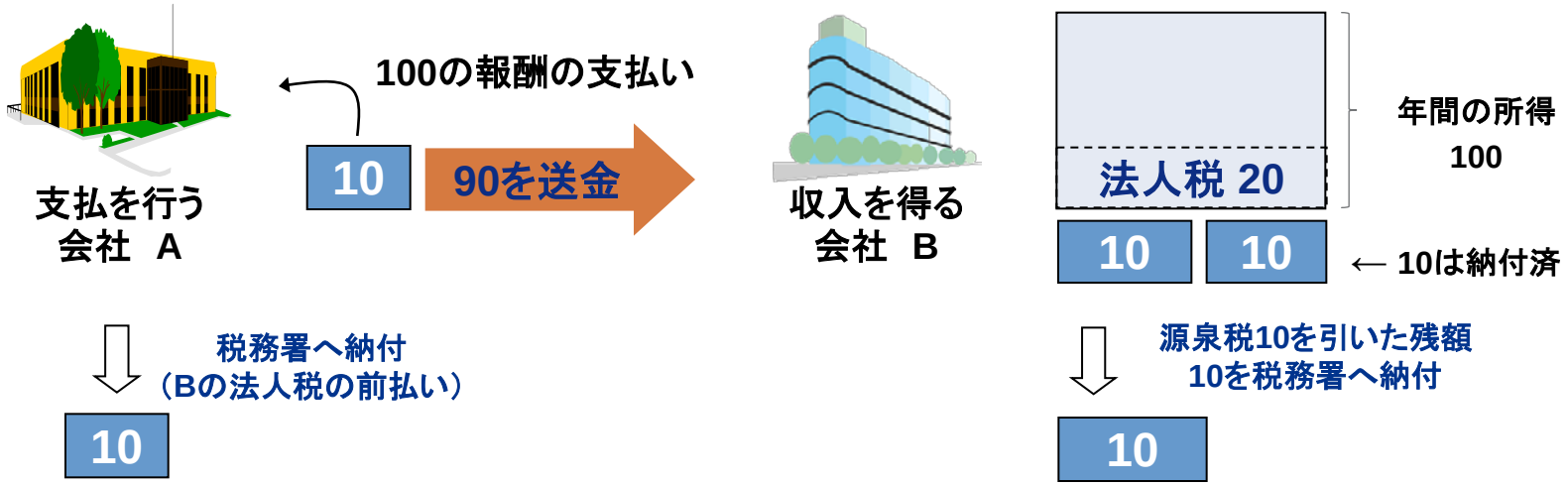

- 政府にとって、より確実かつ安定的に税収を確保することを可能にするシステム
- 給与及び国内サービス取引等の居住者（国内の個人・法人）への支払いが課税対象
- 非居住者（国外の個人・法人）への一定の取引にかかる支払も課税対象
- 所得の支払者が徴収・納税義務を負う（義務を怠った場合には、徴収すべきであった税額に対して月1.5%の延滞税が課される）

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ACADEMY

2. タイ国内の法人に対する支払にかかる源泉所得税（1/2）

根拠条文等		支払の内容	税率
Revenue Code	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
ー	Clause 3	特定一次産品の売却代金	0.75%
Section 40 (2)	Clause 3/1	仲介手数料・コミッションetc…	3%
Section 40 (3)	Clause 3/2	ロイヤリティ	3%
Section 40 (4)(a)	Clause 4	利子	1%
Section 48 (4)(b)	Clause 5	配当金 但し、25%以上の持分を保有する株主に対する配当は免税（持合いの場合を除く）	10%
Section 40 (5)(a)	Clause 6	リース料 以下条件を満たす（期間満了時の買取条件のついた）リース契約を除く ①資本金60百万ﾊﾞｰﾂ以上のリース会社 ②借手が法人 ③リース期間が3年以上	（資産）5% （船舶）1%
RC § 40 (6)	Clause 7	専門職サービス料	3%
RC § 40 (7)(8)	Clause 8/12	請負業務代金	3%／5%

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ACADEMY

2. タイ国内の法人に対する支払にかかる源泉所得税（2/2）

根拠条文等		支払の内容	税率
Revenue Code	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
Section 40 (8)	Clause 9	コンテスト等の賞金	5%
―	Clause 10	広告料	2%
―	Clause 11	水産物の売却代金	1%
Section 40 (8)	Clause 12/1	その他のサービス料 （ホテル・レストラン・生命保険料除く）	3%
―	Clause 12/2	販売奨励目的の報酬・ディスカウント・その他の便益	3%
―	Clause 12/3	生命保険以外の保険料	1%
―	Clause 12/4	輸送サービス料（公共の輸送を除く）	1%

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

3. タイ国内の個人に対する支払にかかる源泉所得税（1/2）

根拠条文等		支払の内容	税率
Revenue Code	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
Section 40(1), 50(1)	–	給与賃金、退職金	累進税率
Section 40(2), 50(1)		役員報酬	累進税率
Section 40(4), 50(2)	–	配当金	10%
Section 40(6), 50(4)	–	政府機関が支払うレンタル料・専門職サービス料、請負代金等	1%
Section 40(8), 50(5)	–	不動産の売却代金	5%
Section 40(5)	Clause 6	資産のリース料	5%
		船舶のリース料	1%
Section 40(6)	Clause 7	専門職サービス料	3%
RC § (7)(8)	Clause 8	請負業務代金	3%

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

3. タイ国内の個人に対する支払にかかる源泉所得税 (2/2)

根拠条文等		支払の内容	税率
Revenue Code	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
Section 40 (8)	Clause 9	コンテスト等の賞金	5%
		芸能人	5%
ー	Clause 10	広告料	2%
ー	Clause 11	水産物の売却代金	1%
Section 40 (8)	Clause 12/1	その他のサービス料 （ホテル・レストラン・生命保険を除く）	3%
ー	Clause 12/2	販売奨励目的の報酬・ディスカウント その他の便益	3%
ー	Clause 12/4	輸送サービス料	1%

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ACADEMY

4. タイ国外（日本）の法人に対する支払にかかる源泉税

所得の種類	内　容	非居住者である法人		
		国内法	租税条約	結　論
配当所得	子会社等からの配当	10%	15% ／20%	10%
	支店からの利益送金	10%	議定書5条	10%
	減資のうち利益剰余金部分	15%	15% ／20%	15%
	解散時剰余金の分配	15%	15% ／20%	15%
利子所得	親会社その他への利子の支払い	15%	25%	15%
ロイヤリティ	ロイヤリティ	15%	15%	15%
その他所得	技術指導料 ーノウハウの移転を伴う			
	ーノウハウの移転を伴わない	ー	PEあれば課税	PEなければ課税なし
	人的役務提供サービス	15%	PEあれば課税	PEなければ課税なし
	設備等のレンタル／リース料	15%	源泉地国課税	15%
キャピタルゲイン	株式その他資産の売却益	15%	源泉地国課税	15%

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ACADEMY

5. タイ国外（日本）の個人に対する支払にかかる源泉税

所得の種類	内容	非居住者である個人		
		国内法	租税条約	結　論
給与所得	雇用契約による給与・賞与	累進税率	短期滞在者免税の規定あり	短期滞在者免税（滞在が180日未満・タイ法人の給与負担なし等）の要件を満たした場合は免税
	役員報酬、雇用契約によらない報酬	15%	源泉地国課税	15%
配当所得	会社からの配当	10%	15%／20%	10%
利子所得	会社からの利子の支払い	15%	25%	15%
キャピタルゲイン	株式その他資産の売却益	免税	源泉地国課税	免税
ロイヤリティ	ロイヤリティ	15%	15%	15%
その他所得	技術指導料 －ノウハウの移転を伴う	15%	15%	15%
	－ノウハウの移転を伴わない	－	PEあれば課税	PEなければ課税なし
	設備等のレンタル／リース料	15%	源泉地国課税	15%

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ACADEMY

6. 日本の親会社への各種所得の支払い（ロイヤリティ）（1/4）

日本親会社

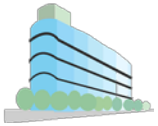

人的役務・サービスの提供

タイ子会社

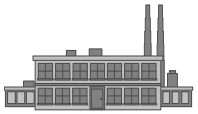

活動とコストの内容		経費項目
特殊技術、製造工程、特許の使用	← 源泉税 支払	ロイヤリティ
技術指導、設計・開発、ライン立上げ支援、機械据付け	← 源泉税 支払	技術指導料
営業活動、顧客開拓	←	販売コミッション
本社管理機能に係る人件費等	←	マネジメント・フィー ← 損金性の検討要
IT費、研究費、広告費 他	←	各費用の該当する科目 ← 損金性の検討要

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

6. 日本の親会社への支払い（ロイヤリティ）（2/4）

タイ法人 → 日本法人のケース

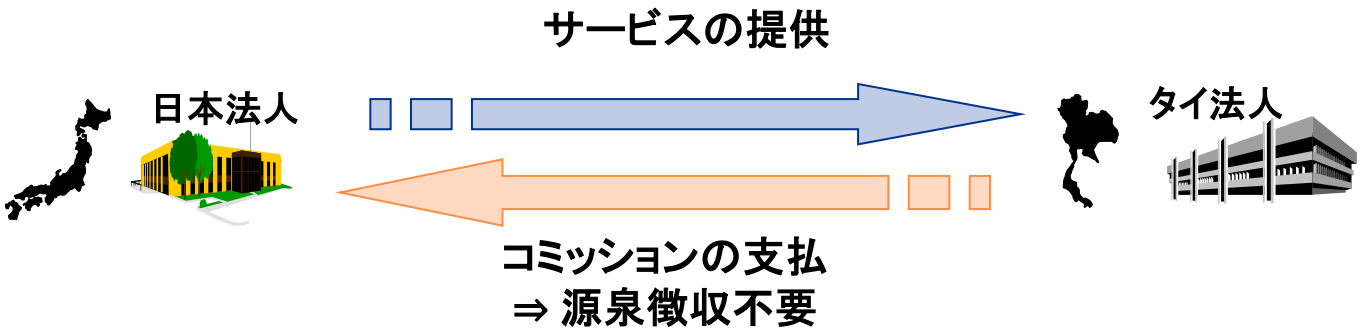

歳入法第70条（Section 70 of Revenue Code）

国外の法律により設立された会社でタイ国内において事業を営んでいないものが、第40条（2）（人的役務提供報酬）の所得を受領する場合、その支払がタイ国内からまたはタイ国で行われる場合には、租税を支払わなければならない。この所得の支払者は、その所得に対して会社に課される15%の税率を適用して算定した税額を所得より控除し、その支払月の月末から7日以内に歳入局長の定めた様式の申告書の提出と納税を所轄税務署に行う。この手続は第54条（源泉税の納税責任）の規定を準用する。

日タイ租税条約　第7条（事業所得）

日本の企業の利得に対しては、その企業がタイにある**恒久的施設（PE）**を通じてタイ国において事業を行わない限り、日本においてのみ租税を課すことができる。

なお、「企業の利得」には、不動産以外の財産（使用料の起因となったものを除く）の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金は含まない。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

6. 日本の親会社への支払い（ロイヤリティ）(3/4)

タイ法人 → 日本法人のケース

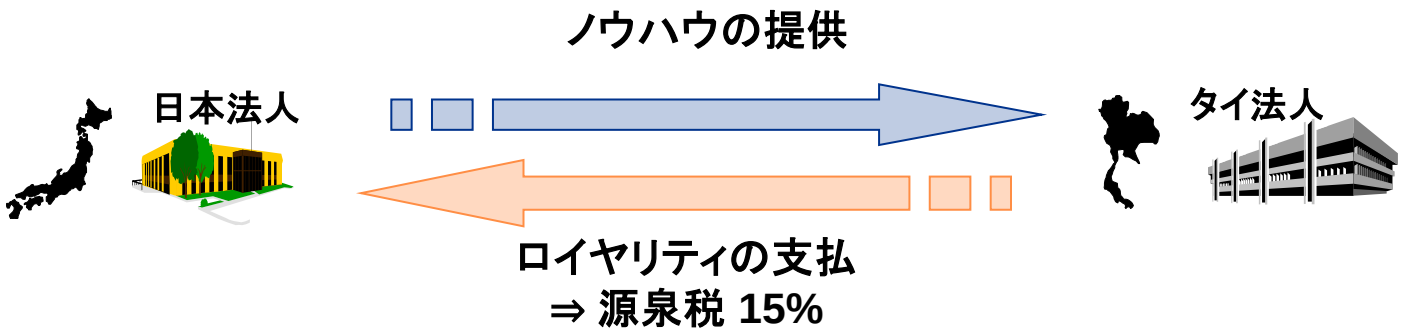

歳入法第70条（Section 70 of Revenue Code）

国外の法律により設立された会社で、タイ国内において事業を営んでいないものが、第40条（3）（使用料等）の所得を受領する場合には、その支払がタイ国内からまたはタイ国で行われる場合には租税を支払わなければならない。この所得の支払者は、その所得に対して会社に課される15%の税率を適用して算定した税額を所得より控除し、その支払月の月末から7日以内に歳入局長の定めた様式の申告書の提出と納税を所轄税務署に行う。この手続は第54条（源泉税の納税責任）の規定を準用する。

日タイ租税条約　第12条（使用料）

1. タイにおいて生じ、日本の居住者に支払われる使用料に対しては、日本において租税を課すことができる。
2. 上記使用料に対しては、当該使用料が生じたタイにおいても、タイの法令に従って租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の15%を超えないものとする。

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

6. 日本の親会社への各種所得の支払い（ロイヤリティ）(4/4)

ロイヤリティとは（日タイ租税条約 第12条）

文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上、もしくは学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金。

ノウハウの提供契約

既に存在する産業上・商業上の情報、既に開発・創造された技術等の情報を提供する契約であり、情報の秘密に関する具体的規定を含む

⇒ ロイヤリティに該当（源泉税の課税対象）

異なる

技術役務提供契約

特別の知識・技術及び当該提供者による使用を必要とする役務提供を行うのみで、機密情報（特別の知識技術又は経験）そのものを移転することはない

⇒ 事業所得に該当（源泉税の対象外）

例）
- ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽとしての支払い
- 保証契約に基づくｻｰﾋﾞｽに対する支払い
- 純粋な技術役務に対する支払い

© 2014 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2014 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent firms are affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.